

○経済産業省令 第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

**第一条** 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（経済産業大臣の行う試験）</p> <p><b>第七十二条</b> 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、経済産業大臣は、その旨を官報で告示する。</u></p> <p>（都道府県知事の行う試験）</p> <p><b>第七十三条</b> [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、都道府県知事は、その旨を公告しなければならない。</u></p>	<p>（経済産業大臣の行う試験）</p> <p><b>第七十二条</b> 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所および期日<u>ならびに</u>受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。</p> <p>[新設]</p> <p>（都道府県知事の行う試験）</p> <p><b>第七十三条</b> [略]</p> <p>[新設]</p>
備考 表中の[ ]は注記である。	

**第二条～第十二条** [略]

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。